

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 35

北欧における社会保障

55

労働省婦人少年局

は し が き

北欧のスカンジナビア諸国は、すぐれた社会保障制度をもっており、とくに婦人や児童に関する政策が非常にすすんでいることで世界の範とされています。

社会保障制度に対する関心が一般にたかまつている今日、これらの国で行われている社会保障の体系や運営を紹介して各方面の参考に供します。

なお其資料は、北欧の5カ国、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノールウェイ、スウェーデンの社会省共編「自由と福祉—北欧諸国の社会的型態」(Freedom, and Welfare—Social Patterns in the Northern Countries of Europe, Sponsored by the Ministries of Social Affairs of Denmark, Finland, Iceland, Norway, Sweden, 1953)から社会保障に関する項目を翻訳編輯したものです。

1955年6月

労働省婦人少年局

目 次

北欧における社会保障	1
沿 革	1
現行の社会保障制度	2
I 社会保険	2
1、健康保険	2
(1) 適用 (2) 給付 (3) 財源	
2、失業保険	5
(1) 適用 (2) 給付 (3) 財源	
3、労働災害保険	8
(1) 適用 (2) 給付 (3) 財源	
4、老人年金	10
(1) 適用 (2) 給付 (3) 財源	
5、身体障害年金	13
(1) 適用 (2) 給付 (3) 財源	
6、遺族年金	14
(1) 一時金 (2) 寡婦年金 (3) 児童手当	

II 公 的 扶 助	15
1、養 老 扶 助	16
2、児 童 扶 助	17
III 家 族 福 祉	19
1、結 婚 資 金	20
2、妊 娠 及 び 出 産 に 関 する 福 祉	21
(1) 出 産 前 (2) 出 産	
3、幼 児 及 び 児 童 に 関 する 福 祉	23
(1) 間 接 的 福 祉 (2) 直 接 的 福 祉	
4、主 婦 に 関 する 福 祉	26
5、住 宅 に 関 する 福 祉	27

北 欧 に お け る 社 会 保 障

「治療よりも予防」というのが現在北欧諸国における社会福祉政策の根本理念であつて、労働福祉、完全雇用、家族福祉、住宅計画、一般保健政策などはすべてこの理念にもとづいておこなわれようとしているのである。この理念が実現されるには如何に社会保障が完全に行われるかということが根本である。北欧諸国における社会保障制度の現状は夫々の国の発展段階に応じて細い点では異つてゐるのであるがその沿革においては大差がない。

沿 革

北欧諸国において貧乏の手ない困窮者達を救済していたのは地方公共団体の救貧関係者でそれに慈善団体による救済事業が補つていたことは他の国と同様である。そして失等の人々を收容するための救貧院が設けられていたのであるがこれは最後の手段としてえらばれるもので、決してすんで收容されたいと思ふような快いものではなかつた。即ち初期の自由主義は個人の生活に対する責任は個人が取ることを要求していたので、一般人の救貧制度に対する態度は消極的なものであつた。

同じ自由主義は又一面自ら助くるものを助くという考え方を生じ、一般の人々の間に経済的変動や不慮の災難による打撃に備えるための相互扶助組織が設立されていつた。例えば貯蓄銀行、健康保険協会、失業保険協会などがそれで、19世紀の後半から徐々に増えていつたものである。これらの組織は都市の人々に限られたものでは決してなく、農村の人々の間に設立されたものも数多くあり、むしろこれらの人々が先づんをつけた場合もすくなくなつたのである。このように一般の人々や、農村の人々の間から自発的に生れた相互扶助制度が、やがて社会政策として発展したのであり、この点が北欧の社会保障の大きな特徴でもある。

北欧の産業革命は19世紀の後半に行われたのであるが、その結果労働者人口の著しい増加となり、それに伴つて災害や疾病も増大し従来の福祉政策に大きな変化が要求されることになり、現行社会保障機構への第一歩を踏み出した。

これが1890年代で、次で1930年代に至つて、適用範囲や給付条件などに大きな修正が行われ、現在のような形に近づいてきたのである。

社会保障は社会保険と社会扶助(或は公的扶助)に分れるが、北欧の社会保障は概して社会保険に重点がおかれてゐる。

その他特筆すべきことは家族福祉が大きな社会政策としてとりあげられてゐることで、婦人や

子供に対する福祉政策は殊に重要視されている。この点英国の社会保障とよく似ている。

現行の社会保障制度

I 社会保険

- ・ 現主北欧諸国で行われている社会保険は健康、失業、労働、災害保険及び老年、身体障害者、遺族年金の6つで、何れの国でも国家的規模で行われている。併しアイスランドを除いては英国に於けるように単一組織で行っている国はない。アイスランドは1936年にすでに殆どすべての社会保険を一つに包含する保障機構をもっている。

社会保険を工業労働者のみに適用する考え方は北欧諸国ではとられなかつた。むしろ社会保険は全国民に適用されるもの、少くとも生活程度の低い人達にはすべて適用されるものでなければならないとはじめから考えられていた。即ち都市の工業労働者のみならず漁民、農業労働者、中小農家、職人、商店主など技術的に可能な限り包括しようとするものである。このような考え方がすゝめられて家庭にある主婦は夫と別に保険をかけることになつたわけである。

保険の給付は現物給与と金銭給与があるのであるが現物給与は主として医療の面にあたえられるもので、大部分は金銭給与である。北欧諸国の社会保険はその主旨を補償よりも最低の生活費の保障に依っているため給付額は被保険者の生活状態によつて、例えば家族数によつて必然的に變つてくる。そして給付金は生計費の高低に応じて自動的に調節されるようになつている。

保険の財源は元来保険料金にのみかゝつていたのであるが、低額収入者のために国庫からの出資金が増えてきている。社会保険のあるものには雇用者の出資金もある。三者の割合は国によつて、又保険の種類によつて異なつてゐる。

1. 健康保険

健康保険は最も早く設立された社会保障の一つで、古く職人達の組合で組合員の病氣や葬式の費用などを支給していたのが発祥であらうと思われる。後にこれは労働組合の事業にうつけつがれ、やがて組合から独立して健康保険の体系ができたものである。

スウェーデンとデンマークでは夫々1891年と1892年に健康保険組合に國家の補助を与える法律を制定している。スウェーデンでは1946年に全国民の強制加入を規定する法律を制定し、1950年に実行することを定めている。デンマークでは1933年の国民

保険法の中に規定されている。ノールウェイでは1909年にすでに民間の任意加入から國家による、一部強制加入保険へ切替えられている。アイスランドはずつと遅れて1936年に都市の住民のみを強制加入とする保険制度が出来、1946年に全国民の強制加入となつた。フィンランドは現在全国的な強制加入制度の行われていない唯一の國で、健康保険は工場の雇用者か、雇用者と労働組合との協同による任意加入がおこなわれている。

(1) 適用

デンマーク＝この國の健康保険制度による被保険者は二つに分れていて、一つは國家の補助金をうける1,600の健康保険組合であり、これはその収入年額が熟練労働者のそれを超えない人々を適用対象とするもので、國民の10分の9はこの中に入る。この範疇に入る14才から40才までの人は誰でも加入することが出来る。もう一つはそれ以上の収入を得ている人々を対象とするもので全國に79の組合があり國家の管理は受けるが補助金は受けていない。

國民は21才に達するとすべてこの二つの健康保険組合のどちらかに出資組合人として登録しなければならない。併してこの強制加入による組合員は名目的な掛金を支払い給付金を受ける権利はない。完全出資組合人になるのは任意である。

スウェーデン＝現在1,000の健康保険組合があり、任意加入である。15才から55才までの國民はすべて加入する資格があり、収入の如何を問わない。1953年現在の組合員は15才以上の國民の60%を占めている。新たに強制加入制度が16才以上の全國民を対象として確立されようとしている。

ノールウェイ＝國民は年令の如何を問わず誰でも加入することが出来、ことにすべての勤労者は強制加入となつてゐる。現在強制加入保険者数は1,400万人を数え、その他40万人の任意加入保険者を加えて、全國民の85%が加入している。

アイスランド＝16才以上の國民はすべて地域健康保険組合へ加入している。

フィンランド＝健康保険は一般に工業労働者に限られ、任意加入となつてゐるが、大部分の組合は強制加入となつてゐるようである。被保険者の家族は適用を除外されているものが多い。

(2) 給付

健康保険の給付は医療給付と疾病手当、出産給付、葬儀給付に分れている。5ヶ國とも入院費は無料であるが、フィンランドでは時に僅か費用を支弁することがある。

デンマーク＝組合員は通常の費用の半額を払えばいいことになつており、その上、必要な薬品200品目、その他医者の処方する薬品の4分の3は組合が支払つてくれることに

なっている。

療養手当は家庭療養をしている者には一日一時間当りの賃金の半額が(1.65クローネ)与えられる。これは非常に少額なので、別に任意の疾病保険組合があつて、現在10万人の組合員(主として労働者)がいる。これによると病気の間は一日当り3~5クローネ支給されることになっている。

スウェーデン=大部分の病院は低額で全国民に利用されている。損失は政府(中央か地方)が補償することになっている。病院外の治療では組合員が夫々治療に要した費用を自弁し、後に組合から払戻しを受ける。

療養手当としては、新しい強制加入制度に依れば、月収1,200クローネ以上ある組合員は凡て一日当り3クローネの基本療養手当を受けられる様に掛金を納めなければならない。結婚して家にいる主婦も同様である。この上に児童手当として一日当り1~3クローネを支給される。

月収1,800クローネ以上の雇用者は1~17クローネの追加手当を受けることが出来る。故に療養中受けられる最高手当は20クローネで、これは収入の約75%を補償したことになる。手当は疾病の3日目から支給され、最高730日間給付される。

ノールウェイ=病院での療養は無料で、病院以外での治療には治療費の3分の2を組合が支払うことになっている。

療養手当は6段階に分れていて、1日当り0~6クローネ、それに結婚している場合は1日当り2クローネ、16才以下の子供がいる場合は1日1人当り1クローネづゝ支給されるが、給料の90%以上超えて支給されることは出来ない。

アイスランド=結婚している者は1日当り28クローネ、その他の者は24クローネ、農村では夫々21と18クローネ受ける。これは大体工業労働者の賃金の30%に当り、16才以下の子供がいる場合は、1人当り都市で5クローネ、農村で4クローネ合計に支給される。

薬品については必要であつて、高価なものは全額、その他の薬品は半額乃至4分の3を組合で支払うことになっている。

フィンランド=療養手当は通常平均賃金の60%にあたるものを支給される。

(3) 財 源

デンマークでは資金の約70%を保険金で後は国家で補う。1人当りの掛金は組合に依っても異なるが平均して約80クローネ、結婚している場合は(2人)160クローネである。スウェーデンの任意加入組合は殆どデンマークの場合と同様であるが新しい強制加入制度によると、資金の45%位が掛金で、残りは国家と雇主が分担することになっている。

1人当りの掛金は、工業労働者の収入を持つていて結婚している者は約160クローネで

ある。ノールウェイでは資金の60%を保険金に依て、その他を雇主と政府で分担する。1人当りの掛金は収入に依て異なり、任意組合では年額220クローネ、強制加入組合で、165クローネを超えない額である。但しこれは妻の適用を含み、疾病の場合は自動的に前記の療養手当を支給するようになっている。

フィンランドでは国家の補助金はなく、資金は専ら保険金に依り、それに雇主の掛金加わる。

アイスランドは組合員の掛金は資金の40%しか占めていない。残りは中央及び地方政府が支弁する。1人当りの掛金は年額120~324クローネで組合によつて、主として都会地と農村の組合によつて異なる。これに国民保険の掛金の1部が加えられる。

2. 失 業 保 險

失業保険も健康保険と同様な経路を辿つて民間の任意加入制度が強制加入に徐々に切替えられてきたものである。この点でデンマークとノールウェイが最も早く1907年と1906年に夫々失業保険組合への国家の補助金が与えられている。

デンマークの場合は強制加入制度にはならず数度の改正にも拘らず現在では基本的には任意加入組合となつている。スウェーデンの失業保険組合に国家の補助金が与えられるようになったのはデンマークよりも遅く、又特に重視されるようになったのも20年来、特に1940年以後の事である。ノールウェイでは1945年に強制加入制度を取るに至り、フィンランドでは工業化が遅れたため、失業保険に対する一般労働者の関心がうすく、加えて殆ど完全雇用の状態であるため現在の任意保険組合が増大する傾向はない。アイスランドには現在失業保険が行われていない。

(1) 適 用

デンマークの工業は手工業的な色彩が強く、従つて失業保険組合数も64を下らない。組合員も都市のこのような職業に就いている労働者が大部分で全労働者の90%をしめている。農村や給料生活者の中には組合に加入している者は少く、20%をこえない。

スウェーデンの場合もデンマークとは同じである。労働組合との結び付きが強く、加入は原則として任意であるが組合の附則に失業保険加入を規定しているところが多いので労働組合が強力なところに最も加入者が多い現象をあらわしている。

ノールウェイでは健康保険加入者である賃金労働者はすべて適用されることになっている。しかし公務員、漁民、家族従業者、家事労働者などは除外されている。

フィンランドの被保険者は殆ど大都市の工業労働者に限られている。(ベルブ、金属、

建築業など)

北 欧 諸 国 の 失 業 保 険 組 合 員 数
(1 9 5 2 年)

国	組 合 員 数	総 人 口
デンマーク	655,000	4,271,000
フィンランド	170,000	4,012,000
ノールウェイ	720,000	3,265,000
スウェーデン	1,140,000	7,017,000

Freedom & Welfare, P.413

(2) 給 付

給付を受けるための条件はまず、自分の意志によらずして失業した者で、再就職を希望する者でなければならない。次に政府若しくは雇主の出資金をうけている関係で、労働争議による失業には適用されない。第3に、病気で失業した場合は保険の性質上適用されない。この場合は健康保険の適用を受けることになっている。

デンマーク＝失業給付は6日間の待期を必要とし、1年間掛金を納めていなければならない。

失業保険法によつて1日当りの最高給付額が規定しており、1953年現在家計維持者と15年間組合員であつた独身者は11,800クローネ、その他の者は組合員であつた期間の長短に応じて10,500～8,700クローネである。扶養している子供には1人につき1日当り最高1,300クローネが追加され、家計維持者と長期組合員であつた者が1年の中25日間失業していた場合は住居手当(家賃)を受けることができる。

その他の手当としては冬期の燃料費、交通費、移転費手当がある。これらの手当はすべて生計指数によつて調整される。失業手当の支給期間は1年間に250日である。

スウェーデン＝待期はやゝ長く10日から組合によつては18日に及ぶものもある。最低52週間の掛金を納めている必要があり、特に失業直前12ヶ月以内に20週間の掛金を納めていなければ給付を受けることが出来ない。

給付額は組合員の賃金、居住地、年齢などによつて段階に分かれ、1953年現在1日当りの最高給付額は20クローネといわれている。併し実際に支給されるのは16;50クローネ位で、追加給付として妻がいる場合は1;25クローネ、子供1人につき1クローネが支給される。失業期間が長い場合住居手当が社会扶助基金から与えられる。

失業手当をうける期間は1年間に138～156日である。

ノールウェイ＝失業給付は通常10日間或はそれ以上(3週間)の待期があり、4年間のうち最少限度45週掛金を納めていなければ給付を受けることが出来ない。

失業手当及び家族手当は現金で支給されるが、その総額が標準賃金の10分の9を超えることは出来ない。1日当り凡そ10クローネ支給され、家族手当は健康保険の場合と同様である。同保険は殊に密接な連関があり、被保険者が失業中はその掛金は失業保険が払うことになっている。失業中は技能習得に対する扶助が与えられる。失業手当の支給期間は90日である。

フィンランド＝待期はノールウェイと同様であり、失業する直前の1年間に6ヶ月間保険金を収めている必要があり、失業手当金は家計維持者の場合、標準賃金の3分の2、その他の場合2分の1となっている。給付額は概して低く1日当り160フィンランドマルク、その他に家賃、衣料、交通費手当が追加される。失業手当を受ける期間は120日である。

(3) 財 源

デンマークの失業保険は組合によつて掛金の標準が異なっている。即ち職業別で組合をつくっている場合が多いので掛金にもかなりの高低がある。夫々の組合の掛金はフラット・レイトで徴収し、1951～52年で、組合員の平均年収の約2%というのが徴収割合であつた。(最高4%から最低0;2%まで)。政府の補助金は組合員の掛金額に応じて供給されるので、組合員の平均年収額によつて変つてくる。即ち掛金額の15%位から110%に至るまで色々である。その上政府は家族手当、住居、燃料費などについて割戻しを行っている。従つて組合員は給付の35～40%を、雇主が約5%を、残りを政府が負担するという事になっている。

スウェーデンでは失業に対する危険度の多寡、その他によつて掛金額が異なってくるが、通常適に1～1,50クローネである。国家による補助金は平均して給付額のざつと50%を支払うことになっているが、更に家族手当の75%を組合に支給する。組合の運営費に対しても国家の補助金が与えられる。

フィンランドの保険金も組合員の職業、年齢、賃金、家族数などによつて異なる。政府の出資金は給付額の $\frac{1}{4}$ 乃至 $\frac{2}{3}$ である。

ノールウェイの場合は少し異なつていて掛金の半分を被雇用者が、後の半分を使用者が支払うようになっている。掛金額は収入によつて7つの段階に分れ、それぞれの段階ではフラット・レイトである。全出資金の $\frac{1}{4}$ を地方政府が出す。こゝに他の国と異なっている点は夫々の地域失業保険組合は掛金(Contributions)の10%を全国準備基金に廻さなければならないことで、組合によつて失業件数が多くて資金の欠乏をきたしたところへ融通する仕組みになっている。

3. 労働災害保険

北欧諸国においては労働災害保険に関する法律はその社会保障政策のうちでも最も早く実施されたものの一つであつて、防止と補償という二つの線に沿つて発展してきた。

(1) 適用

五ヶ国とも大体強制加入制をとつていて、傭生活者を含むすべての勤労者が加入出来ることになつてゐる。給付は被保険者か1:勤務中意圖的に或は自己の怠慢によらずして災害をうけた場合、2:特定の職業病或はILOの会議であげられた疾病にかゝつた場合に与えられる。

デンマークでは一定の収入以上の者は工業労働者に限らず、農夫、手工業者、商業従事者もすべて加入することが出来る。勤務先へ往來の途中でこゝろむつた災害には適用されないことになつてゐる。

スウェーデンの労働災害保険にはアイスランド、フィンランドと共に特定の職業学校で技能習得中の者にもこの保険が適用されるという特徴がある。勤務先への途上でうけた災害には適用を受ける。この点アイスランドも同様である。

ノルウェーでは労働災害保険の適用を受ける職業が規定されてゐて、危険度の低いものは除外されてゐる。例えば機械化されてゐない農作業などは対象とはならない。勤務先への途上でこゝろむつた災害は工業労働の場合には適用されないが、船員保険の場合は一日中24時間適用の対象になつてゐる。

フィンランド及びアイスランド=臨時の雇用労働者も危険な仕事に従事している場合は適用を受ける。適用範囲はノルウェーと同様であるが勤務先への途上でうけた災害に対しては適用されない。但しアイスランドの場合は適用されることになつてゐる。

(2) 給付

給付には休業手当、障害補償金、遺族年金、葬祭料などが現金支給されるが、医療手当などの現物支給は、フィンランドとスウェーデンを除いては他の社会保険で給付を受けることになつてゐる。

デンマーク=給付は一応年収6,250クローネ以下を対象として計算されている。この収入額は実際には大部分の勤労者の年収より少いのである。休業手当は働けなくなつた日の7日目から週毎に支給され、その他障害補償金が渡される。廃疾の場合は年収額の $\frac{2}{3}$ を、廃疾の度が軽くなるに従つて減額されていく。遺族手当は同様に計算されるが

扶養者数によつて變つてくるので、寡婦が受取る額は夫の年収額の4倍に18才以下の子供に対する補償金を加えた額を受取るということになる。併し遺族手当の総額は死亡した人の年収額の7倍を超えることは出来ない。

スウェーデン=給付額の計算の対象になる最高収入額は7,200クローネであり、事故の起つた翌日から支給され、家族手当も含まれる。1955年実施予定の新しい機構では3日間の待期がある。廃疾の場合は年収額の $\frac{1}{2}$ 分の $\frac{1}{11}$ に相当する年金を受けることが出来、特別な場合は1,800クローネまで追加給付を受けることが出来る。死亡した場合寡婦は夫の年収の $\frac{1}{3}$ の年金を受け、16才以下の子供1人についてその $\frac{1}{6}$ を、両親が扶養されていた場合は、生前受けていたのと同額を受けることが出来る。但しその額は年収の25%を超えてはならないとされており、遺族年金の総額は故人のうけていた給与の $\frac{6}{5}$ を超えないものとなつてゐる。

ノルウェー=医療給付は無料で治るまで続けられる。廃疾の場合は年所得の60%をの年金を受けることが出来、更にスウェーデンとデンマークとは異つて結婚している場合はその上に600クローネ、16才以下の子供がいる場合は1人につき300クローネ受けることが出来るがその総額は年所得の90%をこえることが出来ないといはれてゐる。遺族補償の場合は年所得の40%に子供が1人の場合は600クローネ、それ以上いる場合は1人につき300クローネが追加される。又両親の生計を維持していた場合は資産調査の上補償費を受けることが出来る。葬祭手当は通常200クローネまで、その他は実費を支給する。

フィンランド=療養手当や現金支給についてはスウェーデンの場合と同様である。休業手当は家計維持者であつた場合の追加給付を含めて最低賃金労働者の1日の賃金の75%であり、専門的な職業になるにつれて段々に少なくなつていく。10%から30%位の障害に対しては賃金の年額に比例して1時補償金が払われる。それ以上高度の障害に対しては障害の程度に応じた基本額と障害を受ける以前に得ていた賃金と扶養している子供の数に応じて計算された障害年金が支給される。被保険者が死亡した場合は遺族年金が寡婦と16才以下の子供に与えられ、特別の場合は親族にも支給されるが遺族年金の80%を超えない額と規定されてゐる。他の国と異つて葬祭料は死亡者の所得額に応じて支給される。

アイスランド=被保険者が障害をうけた場合、その休業手当は所得額によつて受けられる最高額が決定されるが、その他の給付はすべて規定額通りである。休業手当は休業後8日目から与えられ26週間続けられる。1人以上の子供を扶養している場合は通常の扶養家族手当(2人以上の子供を持つてゐる場合与えられるもの)が追加される。そして手当総額は賃金の $\frac{4}{3}$ を超えてはならないといはれてゐる。75%以上の廃疾には6,406クローネ(1953年)の年金が支給される。遺族補償は1時金14,100クローネが配偶者に与えられ、配偶者が50才以上であるか或は被保険者の死亡によつて所得の半分以上を失つた場合は更に廃疾年金に相当するものを追加される。

(3) 財 源

4. 考入年金

フィンランドとアイスランドは強制加入である。

(1) 適用

スウェーデン・スウェーデンでは1948年に国民年金制度(老人と不具廃疾者に年金を与えるもの)が実施をみてから個人の掛金によることは少くなり、大部分は国庫で負担することになった。

中央及び地方政府の公務員にすべて年金をうけることが出来る点は他の国と同様であるが、更に公務についていた現業労働者にも支給される点が異つている。なお55才で隠退した船員には国庫による年金が67才になつて通常の老人年金をうける時まで支給される。商船の高級船員は60才で年金をうけることが出来る。

フインランド＝基本年金はあらゆる老人に与えられるが追加給付は資産調査によつて差別がつけられる。適用年齢は65才以上である。

アイスランド＝現在は資産調査を行つているが大變ゆるやかに適用資格のある老人の90%は年金支給を受けている。なお1955年には資産調査を廃止することになつてゐる。適用年齢は67才以上である。

(2) 給 付

そこでフィンランドを除いた他の4ヶ国では年金をうける老人が配偶者をもつていればその額は独身者よりも50%多いことになっている。

デンマーク=年金の地域差は地方都市が首府の1.2%減、農村地方が2.6%減ということである。

特別手当として、15才以下の子供を扶養している場合、又適用年令に達しない配偶者を持っている場合に支給されるものがある。更に「待年手当」とも称せられるものがあつて、適用年令に達しても年金を受けなければ、基本年金額の5～10%増加額を受けることが出来る。基本年金額の半額を超えた収入がある者は60%減額される。

スウェーデン＝独身者がうける基本年金額は1,750クローネ、結婚していて両方共年金受給資格者である場合は2,800クローネで、全国同額である。これに住宅手当として関係官の認定によつて地域毎に住宅費をうけることが出来る。

家賃の低い農村地域では低く、ところによつてはゼロの場合もあるがストックホルムでは年金総額の35%にも達する。

年金額の $\frac{3}{4}$ 以上に相当する基本年金額は資産調査を必要としないが、住宅及び扶養家族手当は調査を受けなければならない。年金は年四回一般物価指数の変化に伴つて自動的に調節される。デンマークは年2回である。

ノールウェイ＝独身者のうける年金支給額は1, 200クローネ、結婚している者は1, 800クローネであり、全国共通である。併しこれは最低額であり、地域によつて増加される。なお扶養している子供が16才以下であれば、一般の児童手当の他に特別手当を受けることも前述の通りである。資産調査によつて法定の最低年金以上の収入がある場合は、最高60%まで減額される。このようにして、結婚していて個人的収入のない若人

のうける年金額は、オスロで、非熟練労働者の賃金年額の凡そ5分の2である。

フィンランド＝配偶者が適用年齢以上である場合は夫々1人づゝ年金を受ける。

掛金による年金は掛けた年月と額によつて異なるが、現在熟練労働者のうける賃金額と同様な収入を得ているものゝ年金額は凡そ3,700フィンランド・マルクにすぎない。その為掛金によらない年金の方が重要で、ヘルシンキに於ける典型的な労働者で凡そ42,240フィンランド・マルクを受けるが生活費の地域差で100:83:67の三段階の割合で支給される。扶養している子供に対する手当はノールウェイと同様である。受給者の資産調査は一定額以上の収入がある場合は50%まで減額される。但し掛金による年金は受給者の資産とは関係なく支給される。

年金額は生計費指数の変化に伴つて自動的に調整され、これは年4回行われることになっている。老人年金額はヘルシンキで非熟練労働者の賃金の3分の1弱である。

アイスランド＝ノールウェイと同様に結婚している老人は、独身者の1.5倍の年金をうける。年金の地域差は2段階に分れていて、農村地域は都市の25%減である。子供を扶養している場合の手当は可成り多く、配偶者が共に年金を受けている時はその35%以上にのぼる。又「待年手当」がある事はデンマークと同様である。資産調査はノールウェイと同様であるが、基本年金額以上の収入がある場合の減額は50%までである。

年金額の調整は年4回行われ、レイクジブヴィク（首府）での額は非熟練労働者の賃金の3分の1である。

(3) 財 源

近年老人の年齢が延長したことその他の理由によつて北欧諸国の社会保障機構内における老人年金制度のしめる割合は可成り多く、その支出額において一、二を占め、デンマーク、アイスランド、スウェーデンに至つては社会保障支出総額の3分の1をしめている程である。

デンマークは前述の通り、老人年金は掛金によらず一般の税金によつてまかなわれている。アイスランドでは社会保障機構一般の中に含まれていて、掛金はフラット・レイトで一律に徴収されるが、英国における場合と異り、生計費指数の変化に応じて自動的に調整されている。

フィンランド＝掛金は年収の2%で最低500から最高5,000フィンマルクであるが保険料の半額は使用者が払込み、このようにして払込まれた掛金は蓄積されて特別基金を設けるようになっていて、将来どこから老人年金の大部分を支払うことが出来るようになっている。この制度の新しい面は蓄積されていく基金を国家資源を発展させるような事業、例えば、動力工場とかその他の工場などに投資するという点であろう。

たゞこの制度は確立してから14年にしかないので、この基金から得られる年金額はまだ微少なものである。その為前述のように現在年金額の大部分は国家からの貸付でまかなわれている。

ノールウェイとスウェーデンでは事情はほぼ同様である。即ち両方とも一部を収入の100

分比で決定する掛金と、一部を国家基金からまかなわれているのであるが、ノールウェイでは一定の最低収入以上のあらゆる所得の1.2%の税金を掛金としている。これらの掛金は老年基金として積立てられ、最低年金額の5分の3まかない、残りは中央及び地方政府で夫々補給されている。

スウェーデンでは老人年金は、その他の身体障害者及び遺族年金と共に国家年金制度の中に含まれていて、国民は総収入の1.8%を掛金として支払うことになっており、年に11クローネから最高180クローネまでとなっている。残り（凡そ75%）は中央及び地方政府によつてまかなわれる。

5. 身体障害年金

この年金は老人年金と同様に身体障害（労働災害以外の）によつて通常の生活を維持出来なくなった人々に保障を与えることを目的とするものであるから制度としては老人年金とよく似ている。ノールウェイは現在この年金制度を採用していないが、盲目者と不具な人々には最低老人年金と同額の国家年金が支給されるようになっている。

(1) 適 用

ノールウェイを除いた他の4ヶ国ではデンマークでは21才、スウェーデンとアイスランドでは16才、フィンランドでは18才以上の国民は適用を受けることが出来、老人年金受給者になると自動的にそれらに切替えられることになっている。勿論特別な場合には続けられる。

(2) 給 付

給付については、受給者の障害の度合いがまづ定められなければならないが、基本的には身体及び精神的障害によつて賃金をうることが出来ない者という点に於ては、4ヶ国とも共通である。

もつと正確に言えば、デンマーク、フィンランド、及びスウェーデンでは賃金取得能力が3分の2損われた場合、又アイスランドでは4分の3失われた場合に年金を受ける資格があるとされている。

更に追加手当があるが、その条件は老人年金の場合と同様なものである。但しデンマークでは受給者の状態に応じて更に手当が支給されていて、それら追加手当の総額が、通常年金の15~20%に上ることがある。その上病人が盲目であるか、他の人の助けを必要とする場合は年金額の25~30%に相当する「看護手当」とも称せらるべきものが支給される。又全く無力であつて、他人の手によらなければならない場合は年金の65~75%に相当する「附添手当」が支給されることになっている。

又この年金は老人年金と同様、資産調査を受けなければならないのであるが、受給者の財力如何に関らず、基本比率の3分の1以下になることは出来ないとされている上に、賃金による収入は年金額に達するまでは認められているのでその方は、年金額を減らされることなしに受けることが出来るのである。又前述の追加手当及びその他の手当は資産調査とは関係なく支給される。

それと比べるとスウェーデンの場合はそれより厳しくて、年金額のうち200クローネだけが資産とは関係なしに支給されて、それ以上の額は資産調査によって変ってくる。但し盲人の人は追加手当や附添手当をうける事はデンマークと同様である。なおこの国では病気の為6ヶ月以上働けなかった場合は、完全に恢復することがわかっている場合に限り療養手当というものが支給され、額は身体障害者年金と同額である。

(3) 財 源

フィンランド、アイスランド、及びスウェーデンでは老人年金の場合と同様である。しかしデンマークの場合は保険に入っている人から人頭税を徴収し、使用者から使用労働者の数に応じた掛金を徴収し、残りは中央及び地方政府でまかなうという方法をとっている。しかしこれらの徴収額は数十年間変っていない為公共の出費が年々増加していく傾向にあり、現在では総計の80%をまかなっている。

6. 遺 族 年 金

家計維持者の死亡によって遺族が経済的に困難な状態におち入るのを防ぐために、一時金、寡婦年金、児童手当、などがそれらの人々に与えられる。給付額については労働災害保険の項目に述べられてある通りである。

(1) 一 時 金

葬祭料はデンマークとフィンランドでは健康保険から、ノールウェイでは健康保険と老人年金の両方から支給されている。アイスランドでは67才以前に寡婦になった場合は老人年金のほぼ2倍に上る額を3ヶ月間支給される。又16才以下の子供を扶養している場合は額はもう少し少なくなって更に9ヶ月間支給されることになっている。

(2) 寡婦年金

寡婦に年金を支給する制度はスウェーデンとアイスランドにのみ法制化されていて、それぞれ国民年金制度と国民保険制度の一環をなしている。

スウェーデンでは55才以後寡婦になったもので、最低5年間結婚していた場合は年金をうけることが出来る。寡婦は資産調査を受けなければならないが、老人年金の3分の2に相当する額を受けることが出来、更に10才以下の子供を扶養していれば同額のものが

支払われる。

アイスランドでは50才以後に寡婦になった者に支給され、額は受給者の年齢と経済状態によって定められる。但し支給額は労災保険の寡婦年金額を超えることは出来ないと言われている。

デンマークではこのような制度がない代りに老人年金の受給資格年齢が他の国よりも低くなつていて、寡婦を含む独身婦人は60才から支給されるということになつている。

ノールウェイでは老人年金を受けていた者の寡婦が60才を超えている場合は老人年金を支給することが出来るし、フィンランドでは多数の戦争未亡人が労災保険制度で規定されている条件に基づいて年金をうけていることは注目される。

(3) 児 童 手 当

両親のどちらかを失つた子供に対する手当支給は5ヶ国とも行っている。即ちデンマーク、アイスランド、及びスウェーデンにおける寡婦はその扶養する子供1人について老人年金及び身体障害者年金制度における児童手当と同額のものを受ける。寡夫の場合はスウェーデンは全然受けてないが、他の2つの国は少額うけることが出来る。手当を受ける為にはまづ資産調査を受けるが、それによって減額される分は僅かである。なお上述の手当はすべて家族福祉政策による一般児童手当以外に支給されるものである。ノールウェイでは寡婦と寡夫を問わず通常の児童手当が最初の1人から与えられる(普通は才二子以後の子供に対して与えられる)。しかも資産調査を受ける必要はない。フィンランドでは収入の低い寡婦で2人以上の子供を持つている場合は現物による「家族手当」を通常の児童手当の他に支給される。

Ⅱ. 公 的 扶 助

社会保険によって十分な保障をうけることの出来ない人々に対して、その補助的社会制度として公的扶助がある。これは他の国々における場合と同様救貧法をその前身とするもので、近來その恩恵的な性質を捨てて国民が権利として受ける近代的な社会扶助制度に変わったものである。

生活能力を持たない人々の中には病人、老人、孤児、精神異常者その他があるが、老人と孤児を除いた他の人々については夫々の社会(国家)施設へ収容することになつていて、まづ問題はこの二つの範疇に属する人々に対する扶助ということになる。

近來老人の年齢が延長して老人の数が多くなつていくにつれ、社会の人々のこの問題についての関心が強くなつて来た。そして公的な扶助を必要とする老人たちを、その福祉という面からあつかうという制度が発展する段階にある。

一方家庭生活に恵まれない子供、或はその他異常な子供達に対する国家的な扶助ということもその取扱いの根本的態度が近來いよいよ変つて来て、人間的な考慮と子供の生活に対する理解の上に立つて行われるようになって来た。

1. 養老扶助

最近スウェーデンで行つた調査によると同国の65才以上の老人の中5分の1は多少かれど恒久的に他人の助けを必要としているということであつた。その中半分は病気で入院加療が必要であり、他の半分の人々でも10人に1人は、老年のため日常の買物をしたり、食事の仕度をしたり、掃除をすることが出来ず、他人の助けを借りなければならない。併しこれらの人々は健康なので、適当な環境におかれれば、充分に生活を楽しみ、軽い仕事をし、外部との適度の交渉を持つていたいという望みを持つてゐるのである。

そこでこういう老人達のために北欧諸国では「老人の家」と呼ばれる施設をつくつてゐる。この「老人の家」は旧来の養老院とは異なり、特に敬養に近代的な設備を持つ建物で、収容される老人たちも国家老年金のおかげで費用を払う宿泊人という形に変つて来ている。

デンマークはこの面で他の国よりも発達して、1891年の昔からこの種の家を設立することが規定されていたのである。現在500の「老人の家」があり、17,000人の老人が収容されている。即ち年金受給資格をもつ老人1,000人について30ヶ所の施設があるということになる。しかもこれらの施設は出来る丈いわゆる施設らしからざるように考慮されて、部屋も出来る限り一人一部屋とし、個人の家具を持ち込むことも許可される傾向にある。従つて一施設あたりの部屋数も出来るだけ少なくするように心掛けてあり、現在20~40位が適当であると考えられている。

フィンランドではこの種の家が現在350位あり、28,000人の老人を収容しているがその半数弱は病気を待つてゐる。多くの家ではそれらの人々の為の設備や室を備えている。中には病院で受け入れられないような軽度の精神病者の為の隔離病室を備えているところもある。

スウェーデンでは最近の法律によつてこの種の施設は、通常収容される老人の年金額に相当する生活費（小遣いのようなものは勿論のそいて）を受ける宿泊所という風に変つてきている。更に1953年に規定された法律によつて国家は新たに設立される「老人の家」の建設費の半分を補助することになっており、管理している地方政府に指導を行つてゐる。現在およそ1,400の「老人の家」があり、21,000人が在住しているがその数は

65才以上の老人1,000に対して25人という割合になつてゐる。

ノルウェーとアイスランドにはこのような施設を法制化する条文はないが、民間団体が大きな役割を果たしている。

現在ノルウェーには550の老人施設があり、15,000人をこえる老人を収容している。大部分は教区、宗教的団体、その他が経営しているのであるが、市町村で経営するものも数も次第に増加していつている。たゞ古い施設では病人や精神異常者などと隔離されていないところが可成りあり、一人部屋が乏しいことも大きな欠点とされている。全体的に施設の数が足りないことが痛感されている。

アイスランドではこのような「老人の家」が10あり、その中私営のものもあり、それらは中央及び地方政府の補助金をうけている。

以上の施設による直接扶助の他に福祉サービス制度というものがあつて、病弱などによつて一時的にか恒久的に附添が必要な老人達に家庭訪問や、暖かい食事を提供したり、往診や保健サービスなども行うことが実施されている。例えばデンマークやスウェーデンでは市町村の公務員たる家政婦がこれらのサービスを行つてゐる。

以上のように北欧諸国では「老人の家」を建設して身よりのない老人が惨めな生活を送らないでもよいようにしているが、理想的には出来るだけ老人が夫々その生活環境で独立生活が出来るようにすることであるので、低廉な老人住宅或は住宅手当を支給するなどの措置がおこなわれているのである。

2. 児童扶助

児童一般に対しては後に述べる家族福祉政策で充分に保護されているが、通常の家生活に恵まれない子供達はこの児童扶助によつて援助されている。児童福祉に関する、社会の関心は過去50年間に非常に高まり、児童期の生活如何は将来成人としての生活に影響を及ぼすという点から人間的な考慮がより多くはられるようになったものである。即ち児童扶助の目的とするところは前述のような恵まれない子供達や、社会的に通常な生活を送れないような子供達に出来るだけ通常な生活環境を提供することである。

対象となる子供達は、孤児、棄児、正式な結婚によらずして生れた子供、別居や離婚によつて破れた家庭の子供、寡婦及び遺夫の子供それにひどい待遇をうけている子供とか不良と呼ばれるような子供等である。年齢は国によつて異なるが大体21才位までの年少者ということになつてゐる。

前記の種々な社会保険及び年金などには児童に対する手当が含まれていたが、それらとは別に、正式な結婚によらないで生れた児童や、離婚や別居によつて父親が（或は場合によつては母親が）扶養の義務を果さない場合に与えられる扶養手当というものがある。これは

デンマークでは18才までアイスランドとスウェーデンは16才までの児童に与えられるものである。

デンマークでは正常な家庭で児童の養育に必要とされる費用の5分の3を支給される。残りの5分の2は母親がまかなうものとされている。この扶養手当は厳密な意味では手当ではなく授養委員会から提供した支の全額をその子供の両親から返かんしてもらうという形になっている。現在およそ60,000人の児童即ち18才以下の全児童の4.5%に対してこの手当が支給されているが、その中半分は両親が正当な結婚によらない子供達である。アイスランドにも同様な制度が存している。

スウェーデンにも同様な制度があるが、たとえ父親が扶養している場合はこの手当をうけることが出来ない。母親の場合は資産の多寡にかかわらず要求することが出来る。最近では凡そ40,000人の児童、16才以下の子供の2.5%に支給された。

フィンランドの場合はもつと制限されていて出産の時と(父親から徴収される)生後9ヶ月間支払われるだけである。

児童福祉については、夫々の国で児童福祉法があり、地方政府が管轄しており、直接の責任は「児童福祉委員会」によって行われる。この委員会は北欧諸国における社会保障制度のものでノールウェイに始まり、後他の国でとりあげられたものである。不遇な子供達の保護や扶助を行うのをその任務としている。まづ里子について委員会が行う監督としては、五ヶ国とも大体調査官を任命して夫々の里親を訪問し、子供達の養育状態を調べ、指導を与えるということを行っている。里親の養育が不十分であるという調査官の報告があると委員会は里親に警告し、それでも匡正しない場合は里子を取上げることがある。その他両親が正当な結婚によらない子供達、公共扶助を受けている子供達、養育手当をうけている子供達などに対して監督が行われている。

その他両親をろつていても家庭の環境が悪かつたり、不良な子供達のように家庭内においておかない方がよいような子供達に対して委員会が強制的に收容所その他の施設に收容することがある。

通常な家庭生活に恵まれない子供達が里親にあづけられるのが最も多い例で、委員会か、委員会に委託される機関が、里親を充分調査してその監督の下に家庭生活を送らせる。デンマークではこのように一般の家庭に預けられた子供の数は、委員会が保護を加えている子供たちの30%をしめ、フィンランド、ノールウェイ、スウェーデンでは50~55%にのぼっている。

里親の定まらない子供達は、それぞれの子供の型に応じて一時的かや、恒久的な收容所に入れられる。一時的な收容所は通常短期間の收容にあてられるもので、デンマークでは平均5ヶ月位を限度としている。こういう子供達の中には両親が病氣などの為に一時的に收容されるものもある。

その他恒久的な保護を必要とするような子供達は「子供の家」へ送られる。こゝで14;

5才になるまで收容され、普通の小学校へ通う。14.5才になると、技能習得所へ行くか勤め口を与えられるかする。「子供の家」の收容人員は普通30人以下であるように注意されていて、大きな施設で機械的な扱いになり易い弊害をさせている。

衆行のよくない子供達は教養学校(Educational School)或は福祉学校(Welfare School)とか国によつて名称が異なるが、要するに施設内で教育も行えるような收容所へ入れる。14.5才以下の子供達の場合は初等教育を、それ以上の者には技能教育をあたえている。

	各種施設收容児童数			
	一時收容所	子供の家	その他の施設	計
デンマーク(1953)	2,200	5,700	1,900	9,800
フィンランド(1952)	800	4,500	2,800	8,100
アイスランド(1951)	60	120	20	180
ノールウェイ(1949)	2,200		600	2,800
スウェーデン(1951)	2,800	3,300	900	7,000

Ⅲ. 家 族 福 祉

北欧諸国において総合的な家族福祉政策が形成されてきたのは過去20年間のことで、それは家族の福祉をまもり、促進するのは社会の責任であるという考え方が社会一般に徐々に拡大していった結果である。この考え方の根本は何かというと、生活程度の向上に伴つて生計費が増大し、同様な収入を持つている者でも家族数の如何によつて生活程度の差がはげしくなるので、その差を少なくすることが目的である。

上記の通り家族福祉計画面というものは長期にわたつて徐々に発展してきたものであり、現在なお完成されたものということとは出来ないものであるが、その過程をみると、先づ第1にあげられる原因は、人口の減少である。北欧の国々は1920年代から多かれ少かれ人口の減退に悩まされてきたのであるが、この対策に苦心した各国政府は家族数の増加に伴う生活援助を保障することによつて多産を奨励したのである。

第2には社会の基本的単位としての家族の重要性というものが、強く認識されてきたことである。経済的負担のために家族生活が破壊されるということはひいては社会の根底が不安定に

なり、やがて大きな社会不安をつくりだすという考え方である。そこで、家族成員の質の向上というか、経済的にも文化的にも優れた人々をつくりだすことによつて社会全般の質を向上させようというのである。

茅3に上記と関聯して子供の生活に対する認識が深くなつて、将来の社会人たる子供の福祉は徐々にこの計画全体の主な面となりつゝある。

北欧諸國のうちではスウェーデンが最も制度として完成しており、他の國ではそれ程整然としてはいない。家族福祉には現物支給と現金給付があり、前者は教育施設、保健、保育、幼稚園、母子センター、給食などであり、後者は一般児童手当、家賃、その他の贈與し、その他という形であたえられている。

1. 結婚資金貸付

結婚資金貸付制度はスウェーデンで最も早くから行われ、若い人々が経済的に不安のない状態で結婚生活を始めること及び早婚を奨励するために行われたものである。これによつて高価な家具や、調度を無理な算段をして買入れる必要がなくなるのである。貸付金はスウェーデン銀行を通じて出されていて、年利子は4分、通常8年償還である。大体一件あたり3,000クローネまで借りられるとしてあるが、償還能力がある場合はその額を超えることもある。主として家具調度の購入にあてられ、借出人は購入案を提出しなければならない。現在スウェーデンの新婚夫婦の20%はこの貸付金を利用している。1953年からは結婚をしていない母親にも同様の目的の貸付金をおこなっているということである。

フィンランドは戦後30才以下の者に50,000フィンランドマルクまでの結婚資金を貸付する法律が施行された。これはクーポンの形で支給され極く一部分が現金で貸付けられる。借りた者はこのクーポンで必要な家具調度をとるのえることが出来る。返済期間は5ケ年で無利子である。しかし子供が1人生れる毎に12ヶ月返済期間が延長され、3番目の子供が生まれれば貸付金の5分の1、4番目の子供が生まれれば2分の1が割引になり、5番目の子供が生まれた時は全部返済済みとされる。

デンマークは結婚資金貸付に関する法律はないが、政府の青年委員会ではこの問題を検討して勧告を行つている。それに依れば、1人当り3,000クローネを貸付するものとしていて、申込者の貸付を受ける直前2年間における貯蓄額に応じしかも収入の少ない人々に有利なように貸付金の多寡を決し、貯蓄額が収入に比べて多ければそれだけ貸付金の額も多くなるといふ風にしてある。返済期間は通常6ケ年とし、利子は年1分で、残りの利子は政府が支辨し、貸付金の返済も政府が保証する。現在この案にそつた法律案が出来ている。

ノールウェイにはこれに関する法律はなく現在考慮中である。

しかしこの結婚資金もスウェーデンの場合でわかる通り必ずしも適切な使い方をされてい

るということではなく、貸付金の供与には適当な勧告とか指導が必要とされている。

2. 妊娠及び出産に関する福祉

妊娠及び出産に伴う家族の負担、特に母親の負担を軽減し、正常な出産を行つて無用な出費と生命の危険をなくするというところにこの制度の目的がある。

(1) まづ出産前の福祉としてはデンマークでは妊娠中の母親はすべて、医者の診察は3度まで、助産婦の場合は7度目まで無料の診察を受けることが出来る。スウェーデンとノールウェイでは母子福祉センターでこのような婦人を誰でも無料で診察している。こゝでは健康診断、産児制限についての指導を行い、収入の乏しい母親達には必要に応じて予防薬や食料なども与えている。スウェーデンではまだこの施設が完全に行渡つてはいないので、妊娠している婦人の60%位が利用しているにすぎない。併しノールウェイではこれよりはるかに少く、特に農村地域では少い。

フィンランドでは同様なセンターが全国で3,000以上あり、事実上殆どすべての妊娠中の婦人がこゝに登録されている。又住民5,000人当りに1人づゝ任命されている助産婦がこれらの人々の面倒をみている。フィンランドのセンターは大きな町には大抵おかれていて妊娠婦の50~60%がそこで診察を受けている。

上記の母子センターとは別に民間の機関があつて妊娠婦に種々の指導援助をあたえている。例えば、デンマークの母性援助協会(Mothers' Aid Institution)、とかフィンランドの社会相談所(Social Consulting Bureaus)などがそれでこれらは半官半民の団体で結婚をしているといふことを問はず、凡ての妊娠婦に診察その他の医療的な処置をすると同時に個人的な助言をあたえている。時に妊娠中絶を行いたいような場合は正当な中絶許可を得る方法をみつけたり、それが不可能な場合は経済的な援助などを行つて子供が生めるようにしたり、その他種々具体的にこれらの人々の力になつてゐる。

(2) 出 産

出産の費用は極く少いが、やはり生計費の少なからざる負担であるので、その費用を軽減するために種々の措置がとられている。

スウェーデンの場合は母性保護の方法は3段階に分れていて、まず健康保険組合員である時は母性保護手当(Maternity Aid)として125クローネ受けることが出来る。次に組合員でなくて、一定の収入以下の者は母性手当(Maternity Cash Allowance)として75クローネ、をうけることが出来る。妊娠中の母親のうち92%以上はこの二つの何れかを支給されている。最後に母性保護補助金(Maternity Grants)というのがあつて、これは資産調査をうけて支給されるものであるが、通常、食料、家政婦、衣料、歯の治療などの現物で600クローネ以内(双生児の場合は800クローネ)を与えられるものである。母親のほゞ3分の1がこの補助金をうけている。

フィンランドでは母性補助金が、収入の如何を問わず一律に支給されるが妊娠4ヶ月末以前に医者か、助産婦又は母性センターに診察をうけに来た者に与えられることとなつていて、乳児用の衣類や、衛生用品を積めた箱が、出産前に送られ、出産後に一時金が支給される。

アイスランドでは950クローネが出産に当つて一律に送られ、結婚していない母親で、出産のため仕事を休み、給料を得ることが出来ないような場合には3ヶ月間手当をうけることが出来る。

デンマークの妊娠中の母親は健康保険組合員であれば出産以前の6ヶ月間に毎日半リットルの牛乳(約5合)を、又出産後6ヶ月間は毎日1リットルの牛乳を支給されるし、困つてゐる母親達には母性保護協会から衣料や乳母車その他の乳児用品が与えられている。

ノールウェイでは貧困な母親は出産前6週間、出産後6ヶ月間扶助をうけることが出来るとしていて、額は個々の事情によつて夫々の州知事が決定している。

3. 幼児及び児童に関する福祉

(1) 間接的福祉(現物給付)

前にも述べたように子供に関する福祉は保健福祉政策の中でも重要なもので各国とも夫々いろいろな施策によつてこれに力を注いでいる。

デンマークでは国家の補助金をうけて乳児専門の保健婦がおかれていて、定期的に乳幼児のいる家庭を訪問して健康診断を行つたり、母親に色々の助言を与えている。現在乳幼児の50%がこの方法によつて保護されているが、農村地域にはまだそう普及してはいない。この他慈善団体による保健センターがあつて、母親の診察は無料でうけることが出来る。急の場合には乳幼児の治療もうけることが出来る。その上、7才になるまで凡ての乳幼児は合計9回無料で健康診断をうけることが出来ることになつており、その中3回は満1才に達するまでの間にうけなければならないとなつている。

アイスランドでも保健婦が訪問する同様な制度がある。

フィンランドでは凡そ1000人の保健婦がいてその大部分が実地指導に働いている。

又ノールウェイとスウェーデンでは上記のようなセンターがあつて小学校入學前の子供達の健康診断が行われている。スウェーデンでは満1才以下の乳児は90%まで、1才から2才の間は65%、2才から6才までの子供は40%まで診断をうけているということである。

ノールウェイの小学校児童は凡て歯の治療は無料となつていたが、1949年以後はこれが18才まで延長されることになり、現在では児童の5分の4が、治療をうけている。

学校における給食ということも子供の福祉には大きな項目であつて、児童の食料を調整する一面、母親の手数を減らし、経済的負担を軽くするという利点があつて、デンマーク、フィンランド、スウェーデンなどでは法制化されている。フィンランドでは、小学校児童は暖かい食事が無料で支給されるし、スウェーデンでは給食を行つている学校に補助金を支給している。

デンマークにも1949年に法制化した給食制度があるが、スウェーデンよりも規模が小さい。

両親が働いている子供達を日中面倒みる施設が補助金を受けて設立されている。乳児院保育所或は幼稚園、遊戯園(Leisure-Centre 放課後の就学児童の面倒をみる)などがそれらで、デンマークではこの3種類の施設に約34,000人からの子供達が收容されているといわれ、スウェーデンでは同じく35,000人が收容されている。これらの施設は主として都市に集つていたのであるが、最近は一時的な保育所が農村地域

に設立されて、農繁期における子供達の面倒を見ている。スウェーデンではすでにこのような保育所が110ヶ所も設けることができる。

このような施設は急激に増加しているがなお可成り不足しているのが現状である。不足の原因は建物や設備の不足というよりは訓練された職員が足りないことによるようである。このためスウェーデンでは普通の家庭に1時に2人だけ面倒をみる家庭保育所ということが試みられている。これは主として外へ働きに出ている母親を持つ子供のために行われているものである。

その他子供のための福祉としては休暇旅行があげられよう。北欧の国々は冬が長く子供達の健康増進に適当な夏期が非常に短いためこれを十分に活用することが望ましいのであるが、収入の少ない家庭の子供達はその機会を恵まれぬ。はじめ有志団体が、これらの子供達に夏期休暇に旅行させる行事を行つたが徐々に国家がこれに補助金を与えて推進させるようになった。この点でもスウェーデンは進んでいて一定の収入以下の家庭における子供は1年に1回国内をほんの名目的な旅費で旅行することが出来るとしていて、子供が10才以下であれば母親の旅行がみとめられている。この旅行には農村の子供も参加をみとめられている点が注目される。

デンマークでは収入の少ない子供の旅費は無料となつていて、フィンランドでは旅費の50%を国家が補助し、特別の場合は全額負担する。

これらの子供達を受け入れる夏期施設が国家の補助を得て設けられるが、スウェーデンでは集団的なもの・他に、個人の家庭で、1人以上の子供を夏期休暇中預るところには同様に補助金をあたえている。

デンマークでは農家が都会の子供達を招待(無料)するのが永年のしきたりになつていそうである。この場合旅費は国家で負担している。

(2) 直接的福祉(現金給付)

前述の種々な計画は主として施設や医療という形で行われているものであるが、子供にたいするもつと直接的な援助としては児童手当或は児童扶養補助金といったものがある。前章にのべた色々な社会保険や扶助にも子供を扶養している場合には犬々給付金の増額があつたが、特別の場合を除いてここに述べる一般児童手当をうけているときは、支給されないことになつていく。

子供を持つことによつて家庭がうける経済的負担は、色々な福祉施設にも打らず非常に大きいものである。北欧諸国では特に児童手当を家族福祉の中に入れていく。扶養する子供の数の多寡によつて生活程度に甚だしい差がおこらないように、即ち或程度の生活水準をすべての家庭が保てるようにするのがその目的である。

先づ初期には子供の数に応じて所得税の割戻しが行われ、5ヶ国の中殆どこの制度をとり

あげたものである。併し最近、所得税額の急増に伴い、収入の比較的多い家庭は割戻し額も可成りの額になるのであるが、収入の少ない家庭では殆ど実質的な影響はないという事案があきらかになつて来た。従つて現在ではこの制度の妥当性がうすれて来た。

これに代つて児童手当として現金支給する方法が取られてきている。

スウェーデンはこの方法をもつとも早く取上げた国で、1948年から16才以下の子供にはすべて無税の年額260クローネが支給される。1952年からはそれが290クローネに増額され、母親に四半期毎に支払われる。(郵便局で現金化する。)この手当金は子供1人の最低生活費の30%ほどに相当するものである。

フィンランドではやゝ複雑で、被徴税者を独身者子供のない夫婦、子供を持つ夫婦の3種類に分け、独身者は子供の無い夫婦よりも税金が高く、子供の無い夫婦は有る夫婦よりも高い税金を払い、その税金は又16才以下の子供の数によつて減額されるという風になつていく。

その他児童手当として1952年以後年額14,400フィンランド・マルクが4回に分けて支給されることになり、これは一般の税金からではなくて、主として、雇用者からその支払う賃金総額の一定割合、4%の納入金から支給されるようになつていく。

更に家族手当とも称せられるべき児童手当が収入が少なくて大家族(4人以上の子供を持つ)の家庭か、或は2人以上の子持ちで、稼ぎ手のいない家庭に支給されている。

これは生計費の間というよりは生活程度の向上を目的としているので、児童の衣服とか寝具、農作物の種子や肥料、時には家の修理などという形をとる現物給付である。

ノールウェイではフィンランドと同様税金の割戻しをおこなつていく。児童手当として与えられるのは年額240クローネで、才2才以後の子供に支給される。

1951年以後は才3子以後は1人当りの手当は340クローネに増額され、子供を扶養する者が寡婦であつたり、離婚していたり、独身であつたりする場合は才1子から手当をうけることが出来る。

デンマークでも子供を持つていく者の場合税金の払戻しを行つていくが、1950年以後この割戻し額が増加され、112クローネから44クローネまでの段階がある。

1953年以後は、才1子の場合収入から600クローネを、才2子には700クローネ、才3子以後は1人当り800クローネ(16才以下の子供)まで控除されるようになった。児童手当そのものは16,000クローネ以下の収入ある家族に支給され、最低5,000クローネの収入の家族における子供1人当りに182クローネを支給し、収入が増えるに従つて減額される。農村地域ではこれより率が低く、同様に支給される。

アイスランドの場合は16才以下の子供1人について2,750クローネを収入から差引き、同時に家族手当として都市では才2子には628クローネ、才3子には942クローネ、才4子以後は1人について1,884クローネを支給し、農村ではこの25%減が支給される。

このように児童手当の額は北欧諸国ともかなり多額でありその家族福祉政策の中でも重要なものである。各国での社会保障資金からの支出の大きな割合をしめている。殊にフィンランド、とスウェーデンではこれが大きく、社会保障の総支出の夫々25%及び18%をしめている。

4. 主婦に関する福祉

主婦が家庭の中心であり、その役割が家庭を維持していく上に如何に重要であるかという事は如何なる国の人でもよく知っており、あえて異を唱える人もいないであろう。しかも数の上からいつても最も大きな割合をしめている人々であるにも拘らず、従来主婦に関する福祉については一向かえりみられない状態であつた。主婦の殊に貧しい家庭の主婦の過労ということに対する社会の認識が深くなつて来たのは極く最近のことであつて、積極的な対策がおこなわれ出したのは多く戦後のことである。主婦のための包括的な措置は先づ家事の合理化、主婦の休日制度、家政婦による家政からの解放などがあげられよう。

家事の合理化＝北欧における国々でも家事はまだかなり古い様式で行われており、殊に農村地域では上水も下水もないところが多いし、電気設備もないところもある。社会保障殊に家族福祉制度の最も進んでいるスウェーデンにおいてすら農村の家庭のうち62%は水道を持たず、下水も満足にはなく、電気設備を持たないものが20%近くあるといつた状態であるので、この点での発展にはまだ時日を要するようである。併し、主婦自身の家事合理化に対する要望が強くなつてきているので、種々の団体が、この方面の研究、指導、及び宣伝などに積極的に働いている。

主婦の最も大きな労力負担とするものに洗濯があるが、これが個人の家庭処理から漸次共同乃至公共洗濯所による処理に代つてきている。

スウェーデンではこのような共同洗濯所をつくるために国家で補助金を出している。主婦は家族の洗濯物をそこへ持つていつて洗つて貰うか、自身で洗うことが出来るようになっていく。

各国とも家庭の合理化のために、いわゆる家政研究に力をそいでいる。デンマークには国立の全国家政評議会、スウェーデンには半官半民の研究団体や家事の効率化を目的とする団体などが設立されていて、家事の経済や、消耗品の費などに関する研究がおこなわれている。そしてその結果は刊行物やラヂオ放送などによつて一般に公開され、家事の合理化や生活程度の向上に大いに役立っている。

主婦の休日制度＝賃金労働者の有給休暇制度は北欧諸国でもみな法制化されていて、年と2、3週の年次休暇は普通なのであるが、俸給生活者でも男子や独身の女子が主としてこの

権利を行使することが出来るのであつて、主婦の場合は、家庭の外で働いている場合でもこの恩恵に浴することが出来ないが、うけられても条件が悪いようである。そこで、家事の過労に悩む主婦（殊に貧困な家庭の主婦）に休日を提供する試みが民間団体で始められてから久しいが近年になつてこれに政府の援助があたえられるようになった。この点でもスウェーデンが先鞭をつけていて、主婦の休日に関する種々の法律を制定している。この国には休日保養所があつて、民間団体が経営し、政府で補助金を出している。

或一定の収入と子供の数によつて主婦は年に1回このような保養所或は自分の好む休養地へほんの名目的な費用（10クローネ）で行くことが出来る。しかももつとも休養を必要とする母親が子供のために旅行出来ないことが多いので、このような家庭には家政婦がやとえるよう、或は子供を預けることが出来るように補助金が支給される。1951年現在でおよそ35,000人の母親が旅費免除で休養地に行つたということである。

他の国ではこのような制度が法制化するまでにはいたつていないが、このような事業を積極的に行つている民間団体に援助したりすることもある。ノールウェイでは成民間団体が政府の補助金を得て収入の少い主婦たちに夏期休暇を提供しているが、利用している主婦の数はまだ少いようである。デンマーク、フィンランド、アイスランドにおいても大体同様で、たゞデンマークではこのような民間団体に対する政府の援助を拡大しようと目下考慮中ということである。

家政婦制度＝主婦は病気になることができないということがよく言われるが、主婦が家事をすることが出来なくなると忽ち家庭内は混乱してしまう。殊に最近家事使用人を使う家庭が少なくなつてくるとこのような事態は頻々と起つてくる。そこで主婦が出産や病気で床についたような場合、家事を代行する人を提供する計画が考えられ、すでに民間の有志団体で多年この事業を行つてきているものもある。しかしこの事業を全国的な規模で法制化したのは北欧諸国のうちスウェーデンが最初で、社会家政婦法（Social Home Help Act）という法律をつくつた。これに依つ、中央政府はこのような家政婦を養成する地方政府或は有志団体に補助金を支給することになつていく。家政婦が派遣されるのは主婦が病気になるつたり、出産したりする時などの緊急の場合に限る。貧しい家庭の場合は無料であり、その他の家庭では収入に応じて費用を支弁する。この制度は非常に成程して家政婦が間に合わない程である。現在国の補助金が凡そ3,000人の家政婦雇用に支給されている。

デンマークやノールウェイでもこの制度が成功して、需要が多くて家政婦の数が足りないで、遠成訓練を行つている現状である。フィンランドでも同様である。

5. 住宅に関する福祉

北欧諸国には収入の少ない家族或は子供の多い家族や老人のための種々な施策があるのが、これも大きくいつて家族福祉の中に含まれるものであろう。近來、居住条件、例えば大家族が狭い部屋に雑居するとか、住宅の環境が不適当であるなどが家族生活、ひいては社会生活に与える大きな影響というものとして一般の認識が深くなり、それがこの住宅問題に対する政策となつてゐる。

スウェーデン、デンマーク、フィンランドなどには戦前から大家族のための住宅計画としてこのような人々を入れる住宅建設のための資金を低利で貸付ける法律と同時に個人の家賃に補助金を提供する法律をつくつてゐる。後に行われた改正で大家族だけでなく小人数の家族にも適用されるようになった。

又子供を持つてゐる家族にとつての福音は、低収入の子持の家族に与えられる家賃の補助金である。低収入といつても北欧諸国の水準は高いので、実際には中産の家族も含まれることになるので、デンマークとフィンランドは凡そ90%、スウェーデンはおよそ70%の人々がこの対策の対象になる。

デンマークとスウェーデンでは大体同様であるが、主として前記のべた政府の住宅計画による大家族のための住宅に住む家族や、1人乃至2人家族のための住宅に住む家族に家賃の補助金を支給しており、新しい規定ではこれ以外の住宅の家族でも一定の条件にあえば支給されるとしてゐる。子供の数も戦後は2人以上を持つ家族に支給されると變つてきている。

家賃補助も子供の数によつて額が變つてくる。デンマークでは前記の政府の計画による住宅の家族は2人の子持は家賃の20%、7人の子持であれば75%の補助金が支給されるという風である。政府の貸付金で自宅を建てた大家族には弁済金の1~2%を控除される。現在17,000家族がこの補助金をうけている。

スウェーデンの制度では子供1人について年に150クローネの家賃控除がおこなわれている。それに住宅手当として1住宅当り150~300クローネが支給され、その上低収入の家とか子供の多い家族には210クローネが支給されることになつてゐる。

1952年現在家賃補助をうけている家族はおよそ78,000世帯位で、その内38,000世帯は自宅居住者である。

フィンランドでは大家族用に政府の資金を得て建てられた住居に住む低収入の家族に与えられ補助金額は子供の数によつて家賃の20~70%までをうけることが出来る。

ノールウェイの法律では政府の資金で建てた家にすむ家族で2人以上の子供を持つ家族に家賃補助金支給をみとめている。子供1人あたり年に30~120クローネで、地方政府が支払う、3分の2は國庫の負担である。

その他老人年金をうけている人々、身体障害者である人々などに対しても政府の資金で住宅を建てたり、スウェーデンやデンマークなどでは老人住宅に入らないで他の家族と同居す

る老人などに家賃補助金を支給するなどのことがおこなわれていることも見のがしてはならない。

以上のように各国とも夫々家族福祉のために特別の法律をつくつたり、協力したりしているが、全体的にみた場合まだ未完成の制度であつて発展段階もまちまちである。しかしその計画を将来の完成した形でみると如何に北欧諸国が、その社会の基本的単位である家庭というものを護つていこうとしているかという意欲が強烈に出ている。

貨幣換算率

ノールウェイ	=	1 クローネ	50、58 円
アイスランド	=	1 クローネ	22、14 円
フィンランド	=	1 フィンランド、マルク	1、58 円
デンマーク	=	1 クローネ	52、20 円
スウェーデン	=	1 クローネ	69、77 円

1955年6月11日 印刷

1955年6月14日 発行

編集兼
発行人

労働省婦人少年局

印刷人

労働省婦人少年局

印刷所

渋谷区中通り1~27番地

電話 青山(40) 6298

株式会社 響文社